

IV 児童相談所の各種事業

1 各種巡回相談等事業

(1) 巡回児童相談

地域住民の不便さを補い、児童問題に効果的に対処するため、市町等からの希望に応じ巡回して相談を受けています。

(令和4年度実施状況)

実施市町村	実施回数	相談件数
8市12町	66回	192件

(2) 在宅障害児巡回療育相談

在宅の重症心身障害児に対し、専門医師等(大倉山学院、北海道療育園)の協力のもとに巡回し、診断・相談等を行っています。

(令和4年度実施状況)

実施市町村	実施日数	相談件数
2市	1日	2件

2 ひきこもり等児童福祉対策事業

(1) ふれあい心の友訪問援助事業

不安、無気力、かん黙、心身症状等を示し、不登校等の状態にある児童とその家族に対し、教育分野との連携を図りながら、児童の自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復や社会的自立の促進を図るため、児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等(メンタル・フレンド)が児童福祉司等の指導の下に子ども達とのふれあいを通じて、精神的な安定や自信・意欲の回復への支援を行っています。

(令和4年度実施状況)

メンタル・フレンド登録者	対象児	派遣日数
0名	0名	0回

3 市町児童相談体制整備支援事業

(1) 市町児童相談担当職員研修会

児童相談窓口を市町村が担うこととされたことに伴い、市町の児童相談体制の整備促進と、市町職員の児童相談技術の向上を図るために、研修を実施しています。

開催	内容
R5. 2. 9	「市町と児童相談所との意見交換会」 管内全24市町(オンライン開催)
R5. 2. 14	
R5. 2. 17	

(2) 移動総合相談室

児童相談所職員等が市町に出向き、市町職員と協働して、住民に対する相談を実施することで、具体的な相談対応・相談技術のノウハウを共有するなどして市町村相談担当職員の相談技術の向上を図っています。巡回児童相談の際のケースカンファレンスに併せて実施しています。

(3) 市町児童相談担当職員の受入研修

市町における相談体制の整備・充実を図るため、児童相談を担当している市町職員を一定期間児童相談所に受入れ、実際に業務を体験してもらうことで相談技術の向上を図る研修を実施しています。

開催	市町村
R4. 6. 30 ~7. 1	4市5町(10名)

4 児童虐待防止対策推進事業

(1) 空知地域要保護児童対策連絡協議会

被虐待児などの要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童)等への適切な支援を図るため、「空知地域要保護児童対策連絡協議会」を設置し、関係の

行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力によって、子どもの虐待防止や自立支援の推進を図っています。

構成機関	
57機関・団体	市町、北海道(空知総合振興局、教育局)、児童委員、保育所、幼稚園、小中学校、児童福祉施設、医師会、警察、家庭裁判所、法務局、人権擁護委員協議会、弁護士、民間協力団体 等
開催状況	
・R4.9.21	○行政説明 「岩見沢児童相談所における相談対応等について」(岩見沢児童相談所) 「北海道におけるヤングケアラー支援の状況について」(空知総合振興局保健環境部社会福祉課) ○活動報告 「ヤングケアラー支援の取り組みについて」(栗山町福祉課) 「ヤングケアラーコーディネーターの取り組みについて」(光が丘子ども家庭支援センター)

(2) 児童虐待対応プロジェクトチーム

児童虐待の対応について、児童相談所内に専門的見地から助言を行うプロジェクトチームを設置し、児童虐待の効果的な解決を図ることとしています。

構成員 (8名)	外部＝精神科医、小児科医、整形外科医、 弁護士、学識経験者 各1名 内部＝児童相談所長、子ども支援課長、 子ども支援課主幹
開催状況	・R4.6.28 出席委員 7名

(3) 児童虐待対応専門研修

地域における関係機関が連携し、児童虐待の防止や早期発見・解決のための取り組みを行うことができるよう、地域で活動する民生委員・主任児童委員、学校教諭、幼稚園教育、保育所保育士等に対し、研修を実施しています。

(4) 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業

児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、空知管内保健所と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を中心とした市町村の児童虐待防止の体制の整備の支援をしています。

(5) 児童虐待防止講演会

11月の児童虐待防止推進月間の事業として、児童虐待の防止を広く道民に周知するとともに、意識啓発を行うために講演会を開催しています。

開催	内容
R4.11.15 小樽市 開催	演題 「私ってヤングケアラー？～私たちはこの言葉をどう受け止めるのか」 札幌医科大学保健医療学部看護学科 准教授 澤田 いずみ 氏 ほか

V 児童虐待相談の対応状況

1 相談種別の状況

年度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
養護相談	件数	262	214	362	397	320	404	643	545	562	470
	指数	100	82	138	152	122	154	245	208	215	179
(虐待～再掲)	件数	137	112	230	199	153	297	439	397	423	333
	指数	100	82	168	145	112	217	320	290	309	243
保健相談	件数										
	指数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害相談	件数	583	619	634	500	439	515	549	346	436	503
	指数	100	106	109	86	75	88	94	59	75	86
非行相談	件数	23	23	25	14	15	22	17	17	22	7
	指数	100	100	109	61	65	96	74	74	96	30
育成相談	件数	90	89	89	75	71	71	66	70	66	66
	指数	100	99	99	83	79	79	73	78	73	73
その他	件数		1	2	3		7	15		2	5
	指数		100	200	300		700	1,500		200	500
計	件数	958	946	1,112	989	845	1,019	1,290	978	1,088	1,051
	指数	100	99	116	103	88	106	135	102	114	110

2 虐待に関する相談対応件数の推移

年度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4※
全 国	件数	73,802	88,931	103,260	122,578	133,778	159,838	193,780	205,044	208,975	219,170
	指数	100	120	140	166	181	217	263	278	283	297
道 児 相	件数	1,687	1,855	2,420	3,027	3,413	3,767	3,995	3,694	4,020	3,644
	指数	100	110	143	179	202	223	237	219	238	216
札幌市児相	件数	402	1,159	1,480	1,798	1,854	1,885	2,401	2,562	2,217	2,286
	指数	100	288	368	447	461	469	597	637	551	569
全 道	件数	2,089	3,014	3,900	4,825	5,267	5,652	6,396	6,256	6,237	5,930
	指数	100	144	187	231	252	271	306	299	299	284
岩見沢児相	件数	137	112	230	199	153	296	439	391	472	291
	指数	100	82	168	145	112	216	320	285	345	212
	通告	179	208	223	329	256	326	558	451	451	395

※R4年度の虐待対応件数は、速報値による数値

3 虐待相談(処理)の経路別状況

年度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
家 族		13	9	12	13	5	7	10	16	15	17
親 戚				3	8	6	7	5	4	26	3
近 隣・知 人		4	3	14	10	9	7	24	22	20	10
児 童 本 人			1	4	1	1	3	1	4	6	5
福 祉 事 務 所		7	9	11	26	9	41	32	7	33	19
児 童 委 員		2									
保 健 所											
医 療 機 関		2	2	2	2		5	12	1	3	4
児 童 福 祉 施 設			2	5	4	2	1	4		2	1
警 察 等		57	46	138	107	91	155	210	182	193	121
学 校 等		5	2	7	4	10	13	23	24	18	13
その他(町村・児相等)		47	38	34	24	20	57	118	131	156	98
計		137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

※令和4年度の「その他」の内訳は、市町10件、国・道の機関(児相等)83件(きょうだい受理等)他

4 虐待相談(処理)の内容別状況

年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
身体的虐待	36	26	23	53	26	52	86	63	88	50
性的虐待	4	7	7	4	4	7	4	1	1	5
心理的虐待	78	71	165	100	100	204	253	256	302	192
ネグレクト	19	8	35	42	23	33	96	71	81	44
計	137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

5 主たる虐待者

年度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
父	実父	59	47	100	86	61	128	212	167	163	128
	実父以外	14	22	15	21	18	40	35	36	43	45
母	実母	48	40	82	91	70	124	161	164	234	102
	実母以外	2		2	1	2	1	2	5	4	6
その他		14	3	31		2	3	29	19	28	10
計		137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

※令和4年度の「その他」の内訳は、父母以外の同居の親族(祖父1件、祖母5件) 他

6 被虐待児の年齢

年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
3歳未満	33	26	50	42	23	57	92	80	96	30
3歳から学齢前	38	24	51	43	41	95	103	80	107	57
小学生	45	38	68	64	58	89	154	153	171	140
中学生	15	18	44	31	19	41	55	51	71	41
高校生・その他	6	6	17	19	12	14	35	27	27	23
計	137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

7 虐待相談の処理状況

年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
施設入所	10	12	9	9	17	13	17	17	15	9
里親等委託		1		9	6	4	1	0	2	2
面接指導	106	87	209	173	117	257	372	354	413	273
その他	21	12	12	8	13	22	49	20	42	7
計	137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

※令和4年度の「その他」の内訳は、児童福祉司指導3件、 他4件

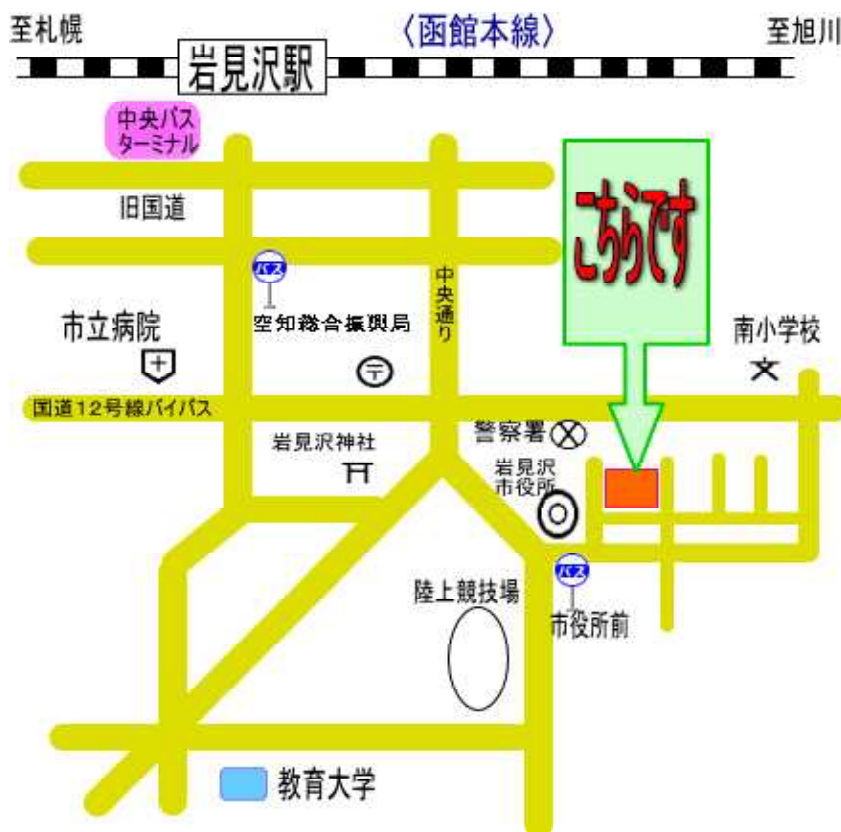
8 市町村別児童虐待相談処理件数の推移

年度 市町名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
夕張市	1	11		8	8		5	10	7	6	3
岩見沢市	57	33	47	69	38	36	95	134	118	118	124
美唄市	25	10	15	24	25	17	9	37	37	37	24
芦別市	5	3	8	2	23	1	10	16	10	27	15
赤平市	2		2	7	4	4	5	24	9	1	2
三笠市		2	1	9	6	3	7	15	11	7	5
滝川市	13	21	13	40	27	28	36	85	62	107	44
砂川市	8	11	6	15	7	12	17	17	29	15	12
歌志内市				2			4	10	1	5	1
深川市	7	6	2	18	3	7	5	5	15	31	7
市計	118	97	94	194	141	108	193	353	299	354	237
南幌町		3		9	3	4	12	3	23	46	8
奈井江町	4	2	1		5		4	5	7	4	13
上砂川町	2	11	2	1	8	11	4	1	6	14	
由仁町	2	5				2	2	4	6	5	2
長沼町	1	3		3	3	10	27	31	6	15	7
栗山町	13	9	5	9	18	4	13	10	6	10	10
月形町					2				1		
浦臼町		1	5	2	6	2	2	4	3		3
新十津川町	3	1		8	8	4	4	7	13	2	2
妹背牛町					2		4		11	9	4
秩父別町				2			16	2	1		
雨竜町	1	2	1			1		1			
北竜町	1				2			2	2	9	
沼田町		3	4	2		5	1	12	7	3	
町村計	27	40	18	36	57	43	89	82	92	117	49
管外	0				1	2	14	4		1	5
岩見沢児相計	145	137	112	230	199	153	296	439	391	472	291

岩見沢児童相談所へのご案内

JR岩見沢駅前の中央バス岩見沢ターミナルから「南町・春日循環線」に乗車してください。

「岩見沢市役所前」で下車し、徒歩3～5分です。



**令和5年版 業務概要
(令和4年度実績)**

編 集 北 海 道 岩 見 沢 児 童 相 談 所
〒068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号
TEL : 0126-22-1119 / FAX : 0126-24-8366

発 行 令 和 5 年 1 2 月